

【論 文】

E Uの対西バルカン援助政策

— ボスニア・ヘルツェゴビナ再建支援策を中心として —

小久保 康之

1. はじめに

冷戦構造が崩壊した直後の「ユーロフォリア」の状況において、旧ユーゴスラヴィアの行方に危機感を持つ西側諸国は少なく、同国の政治情勢を正確に認識しなかった¹⁾ことが西バルカン地域に悲劇をもたらした1要因であったことは間違いないであろう。ドイツに引きずられる形で、1992年に当時のECがスロヴェニアとクロアチアを独立共和国として先行承認したことが旧ユーゴスラヴィアの解体と内戦の引き金になったという指摘²⁾やボスニア紛争は情報操作によって作り出された側面がある³⁾など、ボスニア紛争自体について今でも様々な議論がある。

いずれにせよ、1992年に始まったボスニア紛争は、糺余曲折を経て、1995年11月21日に、米国のデイトン（Dayton）にて関係者間の合意が成立し、ボスニア和平協定が1995年12月14日、パリにおいて正式調印された⁴⁾。EUおよびEU加盟諸国は、自分たちの裏庭で生じた紛争に効果的に対応することができず、米国と国連の援助を仰ぐ事態に直面し、冷戦崩壊による夢物語に酔いしれていた状況から、一転して、ヨーロッパ大陸の安定化のために自らが積極的に関与しなくてはならない厳しい現実を認

1) 定形衛「旧ユーゴスラヴィア終焉の諸相」『国際問題』2001年7月、No.496、9-10頁。

2) 千田善『ユーゴ紛争はなぜ長期化したか』勁草書房、1999年、55頁。

3) 高木徹『戦争広告代理店－情報操作とボスニア紛争－』講談社、2002年。

4) ボスニア紛争と国際社会の対応については、数多くの研究がなされている。例えば、柴宜弘「ボスニア内線と国際社会の対応」などを所収した『国際問題』の特集号「焦点：旧ユーゴ紛争と国際的解決」1996年5月、No.434、同「焦点：旧ユーゴスラヴィアの10年」『国際問題』2001年7月、No.496、Ivo H.Daalder, *Getting to Dayton*, Brookings Institution Press, 2000; Saadia Touval, *Mediation in the Yugoslav War: The Critical Years, 1990-95*, Palgrave, New York, 2002; Stjepan G. Mestrovic (Edited), *The conceit of Innocence:Loosing the Conscience of the West in the War against Bosnia*, Texas A&M University Press, College Station, 1997など、多数の文献がある。

識するに至るのである。とは言え、当時のEUはマーストリヒト条約により1993年11月にECから発展したばかりであり、第2の柱として掲げられた共通外交安全保障政策(CFSP)も、一般的な目標を列挙しただけであった。CFSPの具体的な内容は将来議論することになっており、軍事的なハード面で実効ある共通政策をEUとして打ち出せる状況にはなかったのも事実である⁵⁾。

EUは、超国家的な側面を包含する経済統合体を中心として、第2次世界大戦後の西ヨーロッパ地域にいわゆる「安全共同体」を構築することに成功し、現在では世界における国際アクターとしての地位を確立するに至っている。中・東欧諸国および地中海諸国が新たにEUに加盟することも確実視されており、2007年前後には27カ国EUが実現することになる。しかし、ヨーロッパの火薬庫と言われてきたバルカン地域は、未だに紛争後の国家再建の途上にある。EUにとっても、西バルカン地域はヨーロッパにおける一種の空白地帯であり、1999年のコソボ紛争をも経験したEUにとって、同地域の安定化が急務であることは明らかである。

そこで本稿では、デイトン合意後、EUがどのようにボスニア・ヘルツェゴビナの再建や西バルカン地域の安定化に取り組んできたのかを整理し、EUの西バルカン諸国への支援政策の特徴について考察してみたい。その際、ボスニア・ヘルツェゴビナの再建支援計画を具体的な事例として取り上げてみる。なお、ボスニア・ヘルツェゴビナの国家再建や西バルカン地域の紛争予防等については、国連、世界銀行、欧洲安全保障協力機構(OSCE)、北大西洋条約機構(NATO)など他の国際機関とEUとの連携についても考察する必要があるが、本稿では、EUが単独で対応してきた部分に特に焦点を当て、EUとしての取り組みの一端を明らかにすることを目的としていることを最初にお断りしておきたい。

2. デイトン合意直後のEUの対応

1995年11月21日のデイトン合意を受けて、EUはボスニア・ヘルツェゴビナに対する支援政策を早急に進めていった。12月4日に開催されたEU外相理事会において、EUは国際社会と協力しながら、「ボスニア・ヘルツェゴビナに関する和平協定の実

5) Eric Remacle, "Lesson from the Yugoslav Crisis for the European Union", in Eric Remacle/Seidelmann (Eds.), *Pan-European Security Redefined*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 1998, p.409. ボスニア紛争に対するEUのハード面での対応については、例えば、植田隆子「バルカンの地域紛争と欧洲安全保障組織の変容—NATO、EUを中心に—」『国際問題』2001年7月、No.496、45-59頁。

EUの対西バルカン援助政策

施に向けて実質的な貢献を行う決意」⁶⁾を確認している。12月14日にボスニア和平協定が正式調印された後、同月22日にブリュッセルで開催されたボスニア・ヘルツェゴビナ復興支援会議においても、EUの欧州委員会は、世界銀行と協力して支援策の中心的役割を担い、国際社会からの支援を仰ぎながら、ボスニア・ヘルツェゴビナの再建を進めてゆく方針を内外に示していった⁷⁾。このように、ボスニア・ヘルツェゴビナの再建は、EUのみで対応できるものではなく、他の国際機関、特に国連、世界銀行、OSCEとの連携の中で進められてゆくことになる。

しかしながら、ヨーロッパの裏庭で生じた民族紛争の解決に対して、EUは独自の再建支援策も矢継ぎ早に提示していった。12月11日には、ボスニア・ヘルツェゴビナ和平協定の実施にEUとして関わってゆくことを、EUのCFSPの共同行動(Joint Action)⁸⁾として採択した。さらに、同月15、16日のマドリード欧州理事会において、議長結論文書の第7付属文書として「旧ユーゴスラヴィアに関する宣言」⁹⁾が採択され、EUが民生面、および人道面で積極的にボスニア・ヘルツェゴビナの再建を支援することが明言された。欧州委員会は、理事会決定を受けて、12月20日には、具体的な支援策を決定すると同時に、PHARE(ファール：中・東欧経済再建援助)の枠組みにボスニア・ヘルツェゴビナを加えることを決定した¹⁰⁾。

このようなデイトン合意後のEUの迅速な対応の下、欧州委員会は、PHAREの枠内で実施されているEAP(Essential Aid programme)の実施を1995年12月20日に決定し、第1陣として1億2500万ECUの緊急援助が翌1996年1月15日に開始された。同援助は、それまでもEUが実施していたECHO(European Community Humanitarian Aid Office)による人道支援とPHARE本体の中・長期的な経済再建支援との中間的な援助として位置づけられており、紛争により困窮している人々に対する緊急支援と同時に経済の基本的な活動開始への支援を目的としているものである。この時に対象となったのは、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦機構の整備、衛生、

6) *Agence Europe, 05/12/1995; Council's conclusion on 4 December 1995, Europe Documents, No.1965, 8 December 1995.*

7) *Agence Europe, 21/12/1995.*

8) 95/545/CFSP: *Joint Action of 11 December 1995 adopted by the Council on the basis of Article J.3 of the Treaty on European Union with regard to the participation of the Union in the implementing structures of the peace plan for Bosnia-Herzegovina.*

9) Annex 7, *Declaration on former-Yougoslavia, Presidency Conclusion, Madrid European council, 15-16 december 1995.*

10) PHAREプログラムへのボスニア・ヘルツェゴビナの適用拡大が正式に認められたのは1996年4月22日。Council regulation (EC) No 753/96 of 22 April 1996 amending regulation (EEC) No 3906/89 with a view to extending economic aid to Bosnia and Herzegovina, *Official Journal L 103, 26/04/1996.*

教育、住居、農業、エネルギー、水道、運輸、通信、投資準備、経営等であった。このEAPは、EUが独自にボスニア・ヘルツェゴビナの再建に関与する最初の具体例となつた¹¹⁾。

1996年には、上記EAPとECHOを通じた援助がボスニア・ヘルツェゴビナに実施されたのと並行して、1994年から開始されていたモスター（Mostar）市の行政管理（European Union Administration, Mostar:EUAM）¹²⁾の継続実施が決定された他、EUのボスニア・ヘルツェゴビナ特別代表としてカール・ビルト（Carl Bildt）元スウェーデン首相が任命され、EUの政策と国連、OSCEとの連携が進められた。また、ボスニア・ヘルツェゴビナにPHARE援助が正式に適用されることになり、ボスニア・ヘルツェゴビナには1億4120万ECUが配分された。

さらに、EUとしてのボスニア・ヘルツェゴビナ再建に対する特別な対応として、1995年12月に開始されたロワイヨーモン・プロセス（Royaumont Process）が挙げられる。同プロセスは、パリでボスニア和平協定が調印される前日の1995年12月13日に、パリ郊外のロワイヨーモンに、EU15カ国外相、旧ユーゴの5代表、東欧の4カ国、米国、ロシア、欧州審議会、OSCEが集合して、「安定化と善隣プロセスに関する宣言」を採択し、パリ和平協定の枠組みの中で、民生分野で一定の役割を果たすことを目的として開始されたものである。その目的とは、南東欧地域の長期的な安定と善隣関係を促し、民主的で、平和な、統一し、安定した、善隣関係のヨーロッパを構築することであった。しかし、ユーゴがOSCEの加盟権利を停止されたことから、OSCEの枠組みを活用することができなかつたことや、文民指導によるプロセスには限界があつたこと、政治的、資金的協力が得られなかつたことなどが主たる原因で、これまで目に見える成果を上げるに至っていないが¹³⁾、対話促進の枠組みとして現在も継続されている。

このようにして、EUは、その組織的性格上、軍事面での支援活動ができる体制に

11) EAPの詳細については、Sogrem Organisation & Developpement, AHT International GmbH, *Evaluation of Phare Essential Aid Programme for Bosnia and Herzegovina, final Report*, European Commission on behalf of the Government of Bosnia and Herzegovina, July 1998.

12) *Bulletin of the EU*, 1/2-1996, 1.4.8、栗栖薰子「第4章 EUとEBRDの予防外交」吉川元『予防外交』三嶺書房、2000年、105頁。

13) Hans-Georg Ehrhart and Albrecht Schnabel, "EU Conflict Prevention in the Balkans: The Royaumont process and Beyond", in Peter Cross/Guenola Rasamoelina (eds), *Conflict prevention policy of the European Union*, Nomos Verlagsgesellschaft, Baden-Baden, 1999, pp.55-69. ロワイヨーモン・プロセスについては以下にも記述が見られるが最近の動向は余り明らかではない。Renata Dwan (edited by), *Building Security in Europe's New Borderlands*, EastWest Institute, New York, 1999; *Royaumont Process-Lambrakis Research Foundation*, <http://royaumont.lrf.gr/>, 2002/10/5.

EUの対西バルカン援助政策

なっていないため、民生面での援助を中心とした平和構築活動をその後展開してゆくことになるのである。

3. 西バルカン地域への新たな支援策

前章で述べたように、EUの対ボスニア・ヘルツェゴビナ再建支援策は、PHAREプログラムの援用、マーストリヒト条約により正式に導入されたCFSPの共同行動、さらにはOSCEや世界銀行等との連携の中で始められていった。しかし、旧ユーゴスラヴィアの5カ国に対する支援は既存の枠組みだけでは不十分であり、新たなアプローチが必要であった。

1996年2月、EUは欧州委員会の提案を基に、「地域アプローチ（Regional Approach）」を新たに採用することを決定した¹⁴⁾。同アプローチの目的は、旧ユーゴスラヴィア諸国への政治的安定と経済再建を促すために、同地域での地域協力を強化することであった。それは、民主主義と法治主義の促進、経済活動の発展のためには、各国の長期に渡る政治的安定と西バルカン地域における地域内での経済交流の促進が不可欠であるとの認識に基づくものであった。

次いで、EUの支援策として、PHAREとは別枠として、旧ユーゴスラヴィア諸国への援助プログラムである通称「OBNOVA」（「オブノヴァ：再建（Renewal）」という意味）援助が1999年末までの期限付きで新たに設定された¹⁵⁾。同援助は、旧ユーゴスラヴィア5カ国における再建計画、難民の帰還、地域間の経済・地域協力に対して、EUが一定の条件の下に贈与の形で援助を実施するものであった。一定の条件とは、民主主義の原則、法治主義、人権と基本的自由の尊重である。具体的な援助項目としては以下が挙げられていた。

- ・ 地域協力、善隣関係計画、国境をまたがった計画。
- ・ 紛争により被害を受けたインフラストラクチャー、個人或いは集団施設の再建。
- ・ 民主主義と市民社会の強化。
- ・ 難民の帰還。

14) *Bulletin of the EU*, 1/2-1996, point 1.4.102; 1.4.108.

15) Council Regulation (EC) No 1628/96 of 25 July 1996 relating to aid for Bosnia and Herzegovina, Croatia, the Federal Republic of Yugoslavia and the former Yugoslav Republic of Macedonia, *Official Journal L* 294, 14/08/1996. および Council Regulation (EC) No 851/98 of 20 April 1998 amending Regulation (EC) No 1628/96 relating to aid for Bosnia and Herzegovina, Croatia, the Federal Republic of Yugoslavia and the former Yugoslav Republic of Macedonia, *Official Journal L* 122, 24/04/1998.

- ・難民、避難民、元兵士の労働生活への復帰。
- ・経済復興のための生産体制の準備。
- ・中小企業を中心とした民間部門の発展と投資促進。
- ・非政府間機構、文化施設、教育機関の強化。

これらの具体的な目的から分かるように、O B N O V A 援助は、これまでのE A P 援助を旧ユーゴスラヴィアの復興に沿う形に手を加えたものである。こうして、E C H O 、O B N O V A 、P H A R E が同地域へのE U からの3 レベルでの援助として実施されることになった。

また、一定のコンディショナリティーの下での援助政策は、E U がかなり以前から世界の各地域に対して実施してきた方法であり、特に中・東欧の再建援助に対して、厳しい政治的・経済的条件を課してきたことは良く知られている。同様の方法が、西バルカン地域にも導入されたことは、E U 関係者が自らの統合の経験や、対中・東欧諸国への再建援助での効果に自信を持っていること、さらには西バルカン地域をヨーロッパの一部として認識していることが指摘できる。

1997年に入ると、E U はコンディショナリティーの強化を事あるごとに強調するようになった。特に、1997年4月29日のE U 外相理事会において、E U との通商、財政援助、経済協力、契約関係等の2国間関係を進展させるための条件として、民主主義、法治主義、人権、少数民族の権利、市場経済への移行の条件遵守が定められた¹⁶⁾。

ボスニア・ヘルツェゴビナは、こうしたE U の西バルカン地域全体への援助政策の枠組みの中から、再建支援のための資金供与を受けてきた。また、E U は1996年以降、ボスニア・ヘルツェゴビナでの選挙支援にも力を入れてきた。さらに、1998年6月には、E U ・ボスニア合同諮問特別委員会（EU/BiH joint Consultative Task Force）が設置され、ボスニア・ヘルツェゴビナの国家建設に向けてE U 側が技術的な指導を行うと同時に、E U との様々な契約関係を結ぶに当たってアドバイスを与えている¹⁷⁾。

4. 安定化・連合プロセスと安定化協定

1999年に入ると、E U は西バルカン地域と新たな関係構築に乗り出すことになる。当然のことながら、コソボ紛争により、同地域の安定化がより一層望まれるようになったことがその背景にあることは指摘するまでもない。

16) *Bulletin of the EU*, 4-1997, points 1.4.67,2.2.1.

17) *Bulletin of the EU*, 6-1998, point 1.4.11.

EUの対西バルカン援助政策

1999年5月26日、欧州委員会は、西バルカン諸国との新たな関係構築を目指した野心的なプログラムとして、「安定化・連合プロセス」(Stabilisation and Association Process:SAP)を提案した¹⁸⁾。同提案の趣旨は、西バルカン諸国、すなわちアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、ユーゴ、マケドニアの5カ国を対象とし、当該国が条件を満たせば「安定化・連合協定」(Stabilisation and Association Agreement)の調印を目指すものである。同協定の目的は、各国ごとの状況を考慮しながら、民主主義、法治主義、経済発展そして地域協力を強化し、地域間および2国間レベルでの政治対話の枠組みを設定する一方、各国の経済改革が十分に進んだ段階で自由貿易地域を創設し、経済、社会、民間協力の基盤を作り、教育、科学、技術、エネルギー、環境、文化と幅広い分野での協力を進めることにある。

同プロセスは、安定化・連合協定の調印を目標にして、西バルカン地域での貿易の自由化促進、EUからの経済・財政支援、民主化および市民社会への援助、難民・避難民への人道的支援、司法・内務協力、政治対話などを各国の状況に合わせて並行して進めてゆくところに特徴がある。さらに、安定化・連合協定が締結された後の目標として、EU組織に西バルカン諸国を完全統合すること、つまり、最終的には西バルカン諸国のEU加盟を視野に入れたものであることが明記されている。

EU外相理事会は、同年5月31日¹⁹⁾ならびに同年6月21日²⁰⁾、欧州委員会が提案した同プロセスを正式に採択し、6月2~3日に開催されたケルン欧州理事会においても同プロセスの開始が再確認された²¹⁾。但し、ユーゴに関しては、民主化が整備されてから同プロセスが開始されることになった。

この安定化・連合プロセスがEUと西バルカン諸国との独自の関係構築の試みであるのに対して、コソヴォ紛争後の西バルカン地域の安定化を目的とした「安定協定」(Stability Pact)は、EUが主導権を握った形の多国間援助として位置づけられる。ユーゴ空爆がまだ継続していた1999年5月17日、EU外相理事会は「共通の立場」を採択し、南東欧の安定協定の設立に向けてEUが指導的役割を果たすこと、同協定が西バルカン地域の長期的な安定、安全保障、民主化、経済再建と発展および同地域内部および国際社会との間の善隣関係の構築を目的として合意していた²²⁾。EU

18) *Bulletin of the EU*, 5-1999, point 1.3.73.

19) *Bulletin of the EU*, 5-1999, point 1.3.74.

20) *Bulletin of the EU*, 6-1999, point 1.3.91.

21) Conclusion of the Presidency, Cologne European Council, *Bulletin of the EU*, 6-1999, point 1.26.

22) Common Position of 17 May 1999 adopted by the Council on the basis of Article 15 of the Treaty of European Union, concerning Stability Pact for South-Eastern Europe, 1999/345/CFSP, *Official Journal of the*

を中心として安定協定に向けた協議が進められ、NATO空爆が終了した1999年6月10日、南東欧安定閣僚会議がドイツのケルンにて開催され、EU各国、米国、ロシア、日本などの28カ国と国際機関による「南東欧安定協定」が採択された。ユーゴの参加は当初見送られていたが、2000年10月26日に加盟が認められている。

このように、EUは「安定化・連合プロセス」という独自の長期的な戦略と国際社会全体としての同地域への支援策である「安定協定」の2つの柱を軸として、西バルカン地域の再建への支援政策を展開して行くことになった。その中でも、将来のEU加盟が最終的な目標とされる「安定化・連合プロセス」は、中・東欧諸国に対して、「欧州協定」を締結することによりEU加盟への希望を持たせて改革を促進してきた手法を踏襲するものであり、「拡大効果」によるヨーロッパの安定化というEU独特的支援政策であるところにその特徴がある。

さらに、1999年12月のヘルシンキ欧州理事会において、中・東欧の加盟申請国10カ国とマルタ、キプロスの地中海諸国の合計12カ国の加盟交渉を2000年から並行して進めること、および加盟申請国が改革を進める方向性を予め示し、加盟交渉を促進させるための「道路地図(Road Map)」方式の採用が決定された²³⁾。この「道路地図方式」が、2000年に入ると、西バルカン諸国との安定化・連合プロセスにも応用されることになり、それぞれの国情に合った具体的な改革方針をEU側が示し、当該国はその方針に沿った形で改革を進め、EU側がその進捗状況を後日検証して更なる改革方針を提示する、という手順を踏みながら、西バルカン諸国の改革を促進させることになった。

例えば、ボスニア・ヘルツェゴビナのケースでは、2000年3月に欧州委員会は以下の18を重点項目として提示している²⁴⁾。

I／政治的ステップ

- ・選挙法を採択し、選挙資金を供与する。
- ・公務関連法を採択する。
- ・大統領府に常設事務局を設置する。
- ・国会の新しい規則、議事運営手続きを採択する。
- ・単一旅券を発行する。

European Communities, L 133, 25.5.1999.

- 23) Conclusion of the Presidency, Helsinki European Council, *Bulletin of the EU*, 12-1999, point 1.3. EUの東方拡大の経緯については、小久保康之「EUの東方拡大：歴史的経緯と今後の見通し」『静岡県立大学国際関係学部研究紀要』第13号、2000。
- 24) Commission Staff Working Paper, *Bosnia and Herzegovina, Stabilisation and Association Report*, COM (2002) 163, Brussels, April 4, 2002, SEC (2002) 340, pp.17-18.

EUの対西バルカン援助政策

- ・国境管理業務に関する法律を実行する。
- ・ボスニア・ヘルツェゴビナ憲法裁判所に十分な資金を配分する。

II／経済ステップ

- ・銀行業務の規制緩和を図る。
- ・財務省を設立する。
- ・政体間のすべての貿易障壁を除去する。
- ・単一のボスニア・ヘルツェゴビナ国立標準機構を設置する。
- ・競争法および消費者保護法を採択する。
- ・外国直接投資法を実施し、損害賠償法を採択する。

III／民主主義、人権および法治主義の分野に関するステップ

- ・財産関連法を実施する。
- ・帰還者の受け入れ体制をあらゆるレベルで推進する。
- ・人権機構の設置決定を履行し、適切な資金供与を行う。
- ・連邦内部での裁判及び検察業務に関する法律、スルプスカ共和国での裁判官に関する法律を採択・実施する。
- ・国家および政体レベルで、公共放送の実施を進める。

これらの具体的な「道路地図」に沿った形で、欧州委員会がその履行状況を報告書にまとめ²⁵⁾、その中で安定化・連合プロセスの次のステップを具体的に提示するという援助方式が実施されている。

2000年6月のフェイラ欧州理事会において、安定化・連合プロセスに参加している西バルカン諸国は、すべて「EUの潜在的加盟候補国」²⁶⁾であり、西バルカン諸国が将来EUに加盟する方向にあることが正式に確認された。2000年11月24日にザグレブで開催された、EUと西バルカン諸国のいわゆるザグレブ・サミットにおいても、西バルカン諸国がEUの潜在的加盟候補国であることが再確認され、安定化・連合プロセスの進展とEUの支援、西バルカン諸国の改革促進などで合意している²⁷⁾。

さらに、2000年12月のニース欧州理事会では、先のフェイラ欧州理事会での合意、

25) ボスニア・ヘルツェゴビナについては、注24)の文献がそれに該当する。また、西バルカン地域全体の安定化・連合プロセスの進展については、Report From The Commission, *The Stabilisation and Association process for South East Europe, First Annual Report*, COM (2002) 163 final, Brussels, April 4, 2002.

26) Conclusion of the Presidency, Feira European Council, *Bulletin of the EU*, 6-2000, point I.46.67.

27) *Final Declaration, Zagreb summit 24 November 2000*, http://europa.eu.int/comm/external_relations/, 2002/10/12.

ザグレブにおけるEU・西バルカン諸国の第1回首脳会議の結果を受けて、EUが西バルカン諸国の改革を今後も支援することを強調し、将来のEU加盟の可能性について再び明確な言及がなされた²⁸⁾。

また、ニース欧州理事会に先立ち、2000年12月に、EUはそれまで西バルカン諸国に行っていたPHAREとOBNOVAによる再建援助を統合し、新たな援助枠組みとして、CARDS援助（Community Assistance for Reconstruction, Development and Stabilisation：再建、発展、安定への共同体援助）を正式に発足させた²⁹⁾。同援助は、西バルカン地域の5カ国を対象とし、当面2000年から2006年に総額で46億5000万ユーロの資金援助を想定している。CARDS援助は、安定化・連合プロセスの一環として位置づけられており、西バルカン諸国の国ごとの必要性に応じて、将来のEU加盟を可能にするための戦略的な援助を実施することを目的としている。当面の戦略として具体的に挙げられている項目は以下の通りである³⁰⁾。

- ①再建、民主主義の安定化、難民の帰還と和解。
- ②機構的、法的発展。EUの規範やアプローチとの調和、民主主義、法治主義、人権、市民社会、報道、市場経済運営の基盤強化。
- ③持続可能な経済的・社会的発展と機構改革。
- ④安定化・連合プロセス参加国間の協力、および当該諸国、EU、中・東欧諸国間の協力緊密化の促進。

このCARDS援助も、国別の状況を考慮して援助内容が決められており、例えば、ボスニア・ヘルツェゴビナに対する2002年援助計画では、民主的安定化に2350万ユーロ、行政能力の向上に900万ユーロ、経済・社会発展に1340万ユーロ、環境および自然資源に650万ユーロ、司法・内務問題に1000万ユーロといった内訳になっており、総額で7190万ユーロが計上されている³¹⁾。

28) Conclusion of the Presidency, Nice European Council, *Bulletin of the EU*, 12-2000, point I.36.60.

29) Council regulation (EC) No 2666/2000 of 5 December 2000 on assistance for Albania, Bosnia and Herzegovina, Croatia, the Federal republic of Yugoslavia and the Former Yugoslav Republic of Macedonia, repealing Regulation (EC) No 1628/96 and amending Regulations (EEC) No 3906/89 and (EEC) No 1360/90 and Decisions 97/256/EC and 1999/311/EC, *Official Journal of the European Communities*, L 306, 7.12.2000.

30) European Commission, External Relations Directorate General, Directorate Western Balkans, *CARDS Assistance Programme to the western Balkans, Regional Strategy Paper 2002-2006*, p.3.

31) European Commission, External Relations Directorate General, Directorate Western Balkans, *Bosnia and Herzegovina, Country Strategy Paper, 2002-2006*; European Commission adopts Euro 71.9million programme to support Bosnia and Herzegovina, IP/02/749, Brussels, 22 May 2002.

5. 結 論

以上、デイトン合意以降のEUの西バルカン諸国に対する再建支援政策について、ボスニア・ヘルツェゴビナを具体例に挙げながら概観してきたが、その特徴を以下の4点にまとめることができる。

まず第1に、EUが有している現在の権限の範囲では、経済援助が主たるものとならざるを得ないが、通常指摘されるような経済援助の限界を克服するために、EUは被援助国の最終的な目標として、EU加盟を明確に掲げ、被援助国の改革意欲を維持しようとしている。

第2に、被援助国の状況に応じた援助を国別に中期戦略として策定し、また具体的な改革の方向性を「道路地図方式」によって示すことで、援助効果を高めようとしている。

第3に、2国間レベルでの援助だけでなく、西バルカン地域の相互協力体制の強化をも側面支援することにより、かつて西ヨーロッパが経験し、克服したように、同地域における地域内の対立解消を促そうとしている。

第4に、民主主義の定着と経済発展が、紛争を未然に防ぐという信念に基づき、EUは隣接地域への民主主義の拡大に力を注いでおり、援助に対するコンディショナリティーを早い時期から明示している。

このようなEUの対西バルカン地域の安定化に対するアプローチは、EU加盟という目標があるからこそ効果を発揮する側面が大きいのであり、EUの経済支援アプローチが他の紛争地域に対してどれだけ効果が上がるのかどうかは疑問が残る、という指摘³²⁾に筆書も異論はない。確かに、ヨーロッパの裏庭である西バルカン地域であるからこそ、EUの再建支援政策が有効であり、また、EU側も積極的に民生面からの政策を進めざるを得ないことは事実であろう。従って、本件をEUの平和構築アプローチとして一般化することは誤解を招きかねないが、少なくともヨーロッパ大陸におけるEUの平和構築アプローチの特徴が顕著に現れていることは間違いない。その意味において、EUの対西バルカン政策は、同地域に対する国家再建援助の側面と予防外交の側面を併せ持っているということが指摘できよう。

(2002年10月脱稿)

32) 栗栖薰子、前掲論文、118頁。